

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

庁内各局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
殿

警 察 庁 丁 人 発 第 1 0 4 号
令 和 2 年 2 月 2 7 日
長 官 官 房 人 事 課 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた当面の措置について（通達）

新型コロナウイルス感染症に関し、我が国においても感染者が確認されていることを受け、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について（通達）」（令和2年2月18日付け警察庁丙給厚発第5号ほか）により、警察職員の感染防止を図るための取組について推進してきたところであるが、2月24日、臨時の次官等連絡会議が開催され、各省庁においては時差出勤やテレワークを活用して、可能な限り多くの職員が混雑時間等を避けて勤務を行えるよう必要な態勢の整備を図るよう官房長官から指示がなされるなどしたところである。

これらを踏まえ、今後、警察における感染防止対策を一層強化するため、各位にあっては以下の措置を徹底されたい。

記

1 総論

- (1) 当面の間、感染防止の観点から、職員が通勤時における交通機関の混雑を避けることができるよう、原則、早出遅出勤務、フレックスタイム制等を活用した時差出勤又はテレワーク（以下「時差出勤等」という。）により勤務に従事させること。
- (2) 時差出勤を行う場合には、下記3のとおり勤務時間を割り振ること。
- (3) テレワークを実施する場合には、自宅型テレワーク又はサテライトオフィス型テレワークの利用が可能である。サテライトオフィスでは、P-WAN（警察庁クロードネットワーク）の利用が可能であることから、積極的な活用を推奨すること。なお、自宅型テレワークを行う場合は、自宅型テレワーク用公費端末を利用する場合のほか、通信機器を利用しない自宅型テレワークの実施も認められる点に留意すること。

2 対象職員

以下の職員以外の職員は、原則、時差出勤等を行うこと。なお、以下の職員であっても、各職員の実情に応じ、時差出勤等の利用を妨げるものではない点に留意すること。

- (1) 育児、介護、通院等の事情により時差出勤等を実施できない職員
- (2) 窓口業務又は交替制勤務に従事している職員

3 勤務時間の割振り

- (1) 内部部局、各附属機関、関東管区警察局及び東京都警察情報通信部
早出遅出勤務等を利用することにより、職員の勤務開始時間が午前8：00以

前又は午前10:00以降となるよう、勤務時間を割り振ること。

(2) (1)以外の地方機関

首都圏に所在する警察機関においては、(1)のと通りの勤務時間を設定していることを踏まえ、各機関においても、交通機関の実情に応じ、職員が混雑時の人混みを避けて出勤できるよう、勤務時間を割り振ること。

(3) 都道府県警察

上記取組を参考にしつつ、各都道府県警察においても、それぞれにおいて活用可能な各種制度を利用し、柔軟な勤務体制の構築に努めること。

(4) 留意点

「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第6条第2項の規定により勤務時間を割り振る場合の休憩時間の特例について（通知）」（令和2年2月25日付け職職-96。別添。）により、休憩時間の特例について通知されたことから、これを踏まえ、適切な勤務時間の割振りを行うこと。

4 制度概要等

警察庁職員において、活用可能な主な制度の概要等については以下のとおりである。なお、いずれの制度も職員の申請に基づき、内部部局にあつては所属長等が、附属機関・地方機関にあつてはそれぞれの長等が承認するものである（下記エについては所属長が承認）。また、下記概要で記載の内容は、警察庁内部部局の一般職員を対象としたものである点に留意すること。

(1) 早出遅出勤務

ア 概要

1日の勤務時間は変えずに、始業の時刻を午前7時以降とし、かつ、終業の時刻を午後10時以前として勤務時間を定めるもの。

イ 関連通達

「職員の勤務時間等の柔軟化について（通達）」（平成30年12月27日付け警察庁丁人発第784号）

(2) フレックスタイム制

ア 概要

○ 単位期間（4週間）ごとに、総勤務時間数を変えずに、下記条件の下で勤務を割り振ることが可能。

○ 条件

- ・ 最低勤務時間は1日6時間以上。
- ・ コアタイム（10:00～16:00）は勤務の必要。
- ・ 7:00～22:00の間で勤務時間を割り振る必要。

イ 関連通達

「内部部局におけるフレックスタイム制の運用に関する必要な事項について（通達）」（平成30年12月27日付け警察庁丁人発第785号）

(3) 妊娠中の女子職員の通勤緩和措置

ア 概要

妊娠中の女性職員について、正規の勤務時間の始め又は終わりに、最大1時

間の勤務を免除するもの。

イ 関連事務連絡

「妊娠中の女子職員の通勤緩和措置について」（令和2年2月14日付け警察庁長官官房人事課人事総括企画官事務連絡）

(4) テレワーク

ア 概要

自宅又はサテライトオフィスにおいて勤務を可能とするもの。

イ 関連通達

「警察庁テレワーク実施要領の制定について（通達）」（令和元年12月23日付け警察庁丁人発第503号ほか）

ウ 留意事項

上記イの通達にも記載しているとおり、テレワーク勤務者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第101条第1項に規定する職務専念義務を負うことから、職務に専念できる環境を確保した上でテレワークを実施すること。

令和2年2月25日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第6条第2項の規定
により勤務時間を割り振る場合の休憩時間の特例について（通知）

新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、一般職の職員の勤務時間、
休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第2項の規定により1日に
つき7時間45分の勤務時間を割り振る場合において、下記の1及び2のとおり
に休憩時間を置くことについては、令和2年2月25日以降、当分の間、人事院
規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第32条による人事院の承認
があったものとして取り扱って差し支えありません。

記

- 1 60分（休憩時間を45分又は30分とされている職員にあっては45分又
は30分、休憩時間を延長されている職員にあっては当該休憩時間のうち少な
くとも60分）の休憩時間を午前11時30分から午後1時30分までの時間
帯に置くこと。
- 2 当該休憩時間の前後に割り振られた正規の勤務時間が連続6時間を超えない
こと。

以 上